

新潟県道路メンテナンス会議規約の一部改正について(案)

1 改正の趣旨

平成28年度の業務担当変更により名簿の変更を行うものである。

2 改正の内容

別表-2 新潟県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

3 施行期日

平成28年7月29日から施行する。

■ 幹事会名簿【別表-2】の改正案

		(現行)	(改正案)
	所 属	役 職	役 職
幹事長	国土交通省北陸地方整備局	新潟国道事務所 総括保全対策官	
副幹事長	新潟県土木部	道路管理課長補佐	
副幹事長	新潟市土木部	土木総務課長補佐	
副幹事長	東日本高速道路株式会社新潟支社	新潟管理事務所 副所長	
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長補佐	
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長補佐	
	国土交通省北陸地方整備局	高田河川国道事務所 総括保全対策官	
	国土交通省北陸地方整備局	羽越河川国道事務所 副所長	
	国土交通省北陸地方整備局	長岡国道事務所 総括保全対策官	
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所 副所長	
	新潟県土木部	道路建設課長補佐	
	東日本高速道路株式会社新潟支社	長岡管理事務所 副所長	
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所 副所長	
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所 副所長	
	長岡市	道路管理課長	
	三条市	建設課長	
	柏崎市	維持管理課長	都市整備課長
	新発田市	地域整備課長	
	小千谷市	建設課長	
	加茂市	建設課長	
	十日町市	建設課長	
	見附市	建設課副主幹	建設課長
	村上市	建設課長	
	燕市	土木課長	
	糸魚川市	建設課長	
	妙高市	建設課長	
	五泉市	都市整備課長	
	上越市	道路課長	
	阿賀野市	建設課長	
	佐渡市	建設課長	
	魚沼市	土木課長	
	南魚沼市	建設課長	
	胎内市	地域整備課長	
	聖籠町	ふるさと整備課長	
	弥彦村	建設企業課長	
	田上町	地域整備課長	
	阿賀町	建設課長	
	出雲崎町	建設課長	
	湯沢町	建設課長	
	津南町	建設課長	
	刈羽村	建設課長	
	関川村	建設環境課長	
	粟島浦村	産業振興課長	
	一般財団法人新潟県建設技術センター	情報管理課長	情報管理課参事
事務局	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所		
	新潟県土木部		
	新潟市土木部		
	東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所		

新潟県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「新潟県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、新潟県内の道路管理者が道路施設の点検や補修・更新等について、相互に連絡・調整、情報共有を行うことにより、協力して老朽化対策の強化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の保全等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の技術基準類等の共有に関すること。
- (4) 道路施設の老朽化対策の理解促進に関すること。
- (5) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、新潟県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を3名置くものとし、会長は国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長、副会長は新潟県土木部道路管理課長、新潟市土木部土木総務課長、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は、「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 会議には、「幹事会」を置くものとし、構成は「別表－2」のとおりとする。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整。
- (2) 会議における協議議題の調整。
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整。
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所、新潟県土木部、新潟市土木部、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年6月11日から施行する。

平成27年 6月 3日 一部改正

平成28年 月 日 一部改正

新潟県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省北陸地方整備局	新潟国道事務所長
副会長	新潟県土木部	道路管理課長
副会長	新潟市土木部	土木総務課長
副会長	東日本高速道路株式会社新潟支社	新潟管理事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長
	国土交通省北陸地方整備局	高田河川国道事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	羽越河川国道事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	長岡国道事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所長
	新潟県土木部	道路建設課長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	長岡管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所長
	長岡市	土木部長
	三条市	建設部長
	柏崎市	都市整備部長
	新発田市	地域整備課長
	小千谷市	建設課長
	加茂市	建設課長
	十日町市	建設部長
	見附市	建設課長
	村上市	建設課長
	燕市	都市整備部長
	糸魚川市	建設課長
	妙高市	建設課長
	五泉市	都市整備課長

	上越市	都市整備部長
	阿賀野市	産業建設部長
	佐渡市	建設課長
	魚沼市	土木課長
	南魚沼市	建設部長
	胎内市	地域整備課長
	聖籠町	ふるさと整備課長
	弥彦村	建設企業課長
	田上町	地域整備課長
	阿賀町	建設課長
	出雲崎町	建設課長
	湯沢町	地域整備部長
	津南町	建設課長
	刈羽村	建設課長
	関川村	建設環境課長
	粟島浦村	産業振興課長
	一般財団法人新潟県建設技術センター	情報管理部長
事務局	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所	
	新潟県土木部	
	新潟市土木部	
	東日本高速道路株式会社新潟支社 新潟管理事務所	

新潟県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省北陸地方整備局	新潟国道事務所 総括保全対策官
副幹事長	新潟県土木部	道路管理課長補佐
副幹事長	新潟市土木部	土木総務課長補佐
副幹事長	東日本高速道路株式会社新潟支社	新潟管理事務所 副所長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	高田河川国道事務所 総括保全対策官
	国土交通省北陸地方整備局	羽越河川国道事務所 副所長
	国土交通省北陸地方整備局	長岡国道事務所 総括保全対策官
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所 副所長
	新潟県土木部	道路建設課長補佐
	東日本高速道路株式会社新潟支社	長岡管理事務所 副所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所 副所長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	湯沢管理事務所 副所長
	長岡市	道路管理課長
	三条市	建設課長
	柏崎市	都市整備課長
	新発田市	地域整備課長
	小千谷市	建設課長
	加茂市	建設課長
	十日町市	建設課長
	見附市	建設課長
	村上市	建設課長
	燕市	土木課長
	糸魚川市	建設課長
	妙高市	建設課長
	五泉市	都市整備課長
	上越市	道路課長

	阿賀野市	建設課長
	佐渡市	建設課長
	魚沼市	土木課長
	南魚沼市	建設課長
	胎内市	地域整備課長
	聖籠町	ふるさと整備課長
	弥彦村	建設企業課長
	田上町	地域整備課長
	阿賀町	建設課長
	出雲崎町	建設課長
	湯沢町	建設課長
	津南町	建設課長
	刈羽村	建設課長
	関川村	建設環境課長
	粟島浦村	産業振興課長
	一般財団法人新潟県建設技術センター	情報管理課参事
事務局	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所	
	新潟県土木部	
	新潟市土木部	
	東日本高速道路株式会社新潟支社新潟管理事務所	